平成２１年（フ）第１２７６号
広島市安佐北区落合２丁目19番18号
債務者　松田　洋子
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１２７７号
広島市佐伯区杉並台29番地１
債務者　多川　五郎
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３９６号
広島市佐伯区五日市７丁目12番22―504号
債務者　廣兼　達志
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４０７号
広島市中区西白島町27番１―520号
債務者　岩岡文夫こと　李　　粉根
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４１０号
広島市安芸区矢野西２丁目３番４―302号
債務者　高畑　智美
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４２６号
広島市西区楠木町３丁目６―20ヴェルパレス楠木504、住民票上の住所広島県廿日市市宮園４丁目13番地７
債務者　高木　泰子
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４３３号
広島市中区竹屋町７番26―203号
債務者　井上　教子
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４８１号
広島市南区大州２丁目15番12―901号
債務者　北川　　茂
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３６号
広島県三原市小泉町600番地15
債務者　森安　勝美
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第４５１号
愛媛県松山市南江戸６丁目６番20号　パーク・ヴィラ201号
債務者　近藤　　正
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第４８３号
愛媛県松山市星岡４丁目５番５号　インペリアルヴィラＡ―101号
債務者　池田　展子
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第４８８号
愛媛県松山市古川北４丁目３番22号　フィノ・レジデンシアＢ―102号
債務者　栢本　真美
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第５３３号
愛媛県松山市小浜555番地５
債務者　田中　勝身
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第５３６号
愛媛県伊予市尾崎９番地15
債務者　田中　純子
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第５３８号
愛媛県伊予市上吾川152番地の１
債務者　西山　悟志
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第５４１号
愛媛県松山市南斎院町947番地１　ピュアメイツ202号
債務者　本谷美由紀
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第５５２号
愛媛県松山市土居町1124番地１
債務者　上田　幸枝
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
松山地方裁判所